

諮問第 7 号

まちづくり審議会

「福祉のまちづくり基本方針」の見直しについて（諮問）

本県では、福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者を含む全ての人が、いつでも、いきいきと生活し、能力を発揮して活動できるユニバーサル社会の実現に向けた「福祉のまちづくり基本方針」を策定し、総合的な施策を展開しています。

近年では、少子高齢化の一層の進行、障害者差別解消法の改正による合理的配慮の提供の義務化、バリアフリー化に対する社会的要請の高まりを受けたバリアフリー法施行令の改正など、福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢が変化しています。

これらのことを踏まえ、県民の誰もが地域社会の一員として安心して暮らし、元気に活動できる福祉のまちづくりを一層推進していくため、「福祉のまちづくり基本方針」の見直しについて、調査審議をお願いします。

令和 7 年 5 月 19 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦